

【表紙】

【提出書類】	有価証券届出書
【提出先】	福岡財務支局長
【提出日】	平成25年4月2日
【会社名】	トラストホールディングス株式会社
【英訳名】	TRUST Holdings Inc.
【代表者の役職氏名】	代表取締役 渡邊 靖司
【本店の所在の場所】	福岡県福岡市博多区博多駅南5丁目15番18号
【電話番号】	該当事項はありません。
【事務連絡者氏名】	トラストパーク株式会社 常務取締役 矢羽田 弘
【最寄りの連絡場所】	福岡県福岡市博多区博多駅南5丁目15番18号
【電話番号】	092 - 437 - 8931
【事務連絡者氏名】	トラストパーク株式会社 常務取締役 矢羽田 弘
【届出の対象とした募集有価証券の種類】	株式
【届出の対象とした募集金額】	631,407,139円（注） （注） 本届出書提出日現在において未確定であるため、トラ ストパーク株式会社の平成24年12月31日現在におけ る株主資本額（簿価）を記載しております。
【縦覧に供する場所】	該当事項はありません。

第一部【証券情報】

第1【募集要項】

1【新規発行株式】

種類	発行数	内容
普通株式	5,132,000株 (注) 1, 2	完全議決権株式であり、権利内容に何ら限定のない当社における標準となる株式であります。単元株式数は100株であります。(注) 3, 4

- (注) 1 トラストパーク株式会社（以下「トラストパーク」という。）の発行済株式総数51,320株（平成24年12月31日現在）に基づき、トラストパークによる単独株式移転（以下「本株式移転」という。）の株式移転比率を勘案して算出しており、実際に株式移転設立完全親会社（持株会社）となるトラストホールディングス株式会社（以下「当社」という。）が交付する新株式数は変動することがあります。なお、トラストパークが保有する自己株式（平成24年12月31日現在2,250株）に対しては、株式移転比率に応じて当社の普通株式（同日現在トラストパークが保有する自己株式の数に対応する普通株式合計225,000株）が割当交付されることとなります。
- 2 普通株式は、平成25年2月28日に開催されたトラストパークの取締役会決議（株式移転計画及び臨時株主総会への付議の承認）及び平成25年4月24日開催予定のトラストパークの臨時株主総会の特別決議（株式移転計画の承認）に基づき行う株式移転に伴い、発行する予定であります。
- 3 トラストパークは、当社の普通株式について株式会社東京証券取引所（以下「東京証券取引所」という。）マザーズ及び証券会員制法人福岡証券取引所（以下「福岡証券取引所」という。）Q-Boardに新規上場申請を行う予定であります。
- 4 振替機関の名称及び住所は、下記のとおりであります。
名称 株式会社証券保管振替機構
住所 東京都中央区日本橋茅場町二丁目1番1号

2【募集の方法】

株式移転によることといたします。(注) 1, 2

- (注) 1 普通株式は、本株式移転により当社がトラストパークの発行済株式の全部を取得する時点の直前時（以下「基準時」という。）のトラストパークの株主に対し、トラストパークの普通株式1株に対して当社の普通株式100株を割当交付いたします。また、各株主に対する発行価格は発行価額の総額を発行数で除した額、そのうち資本に組み入れられる額は資本組入額の総額を発行数で除した額となります。発行価額の総額は、本届出書提出日において未確定であります。トラストパークの平成24年12月31日における株主資本の額は631,407,139円であり、発行価額の総額のうち、418,561,000円が資本金に組入れられます。
- 2 当社は、東京証券取引所マザーズ及び福岡証券取引所Q-Boardへの上場申請手続きを行い、いわゆるテクニカル上場（東京証券取引所有価証券上場規程第208条、福岡証券取引所有価証券上場規程第20条）により平成25年7月1日より東京証券取引所マザーズ及び福岡証券取引所Q-Boardに上場する予定であります。テクニカル上場とは、上場会社が非上場会社と合併することによって解散する場合や、株式交換、株式移転により非上場会社の完全子会社となる場合に、その非上場会社が発行する株券等について、株券上場審査基準に定める一定の形式基準を中心に確認し、速やかな上場を認める制度であります。

3【募集の条件】

(1)【入札方式】

【入札による募集】

該当事項はありません。

【入札によらない募集】

該当事項はありません。

(2)【ブックビルディング方式】

該当事項はありません。

【申込取扱場所】

該当事項はありません。

【払込取扱場所】

該当事項はありません。

4【株式の引受け】

該当事項はありません。

5【新規発行による手取金の使途】

(1)【新規発行による手取金の額】

該当事項はありません。

(2)【手取金の使途】

該当事項はありません。

第2【売出要項】

該当事項はありません。

【募集又は売出しに関する特別記載事項】

東京証券取引所マザーズ及び福岡証券取引所Q-Boardへの上場について

当社は、前記「第1【募集要項】」における募集株式である当社普通株式について、前記「第1【募集要項】2【募集の方法】」記載のテクニカル上場の方法により、東京証券取引所マザーズ及び福岡証券取引所Q-Boardへの上場を予定していません。

第3【その他の記載事項】

該当事項はありません。

第二部【組織再編成（公開買付け）に関する情報】

第1【組織再編成（公開買付け）の概要】

1【組織再編成の目的等】

(1) 株式移転の目的及び理由

トラストパークは、「より安全でより快適な交通社会の実現に貢献する」を社是に駐車場事業の拡大に努め、「仕事を通じて、全従業員の人間性を高め、物心両面の幸福を追求すると同時に、地域社会の発展に貢献する」という企業理念のもと、「心地よい」駐車場を数多く提供できるよう努めてまいりました。「駐車場スタッフの接客力向上」、「“トラストカード”の普及」、「情報サイト“トラストナビ”の開発」等お客様に対するサービス向上のため様々な取り組みを行ってきた結果、北は北海道から南は鹿児島まで、グループ全体で管理駐車場数650ヶ所、管理車室数は24,600車室を超えるまでに拡大してまいりました。

平成16年5月に不動産仲介、CG制作等を事業目的として設立したトラストネットワーク株式会社は、平成23年6月期に竣工した鹿児島県薩摩川内市の案件を皮切りに新築マンション分譲事業に本格参入し、平成24年6月期までに4棟竣工、当平成25年6月期においても3棟竣工予定と順調に推移しております。

また、平成22年9月に関東地区を中心に駐車場事業を営む株式会社グランシップの全株式を取得したほか、平成23年5月には、総合警備業を事業目的とするタウンパトロール株式会社を設立し、駐車場を中心とした機械警備のみならず、商業施設等の常駐警備を受注する等業容拡大に努めてまいりました。

以上のように、駐車場管理・運営会社であるトラストパークが、不動産事業会社、駐車場管理・運営会社、警備事業会社を連結子会社として有し、グループ規模の拡大を続けてまいりました。今後、各事業のレベルアップ及び新規事業分野の構築を行う等、当社グループの企業価値の更なる向上を図ってまいります。そのためには、より機動的な意思決定を行うとともに、グループ経営資源の適切な配分やグループのガバナンスの強化等を行うことが必要と判断し、主に以下の3点を目的として持株会社体制に移行することにいたしました。

グループ経営力の強化

持株会社が、グループ全体の経営計画策定、経営資源の適正配分等の全体戦略立案に特化し、持株会社を中心としたグループ経営体制を確立します。その上で、経営管理、コンプライアンス体制の強化を行い、経営課題への迅速な対応を行います。

経営の機動性の向上

持株会社体制へ移行することにより、グループ各社は業務執行機能に集中し、経営における迅速な意思決定により、市場への機動的な対応を行います。また、各事業の責任と権限の明確化を図ることにより、グループ全体におけるリスク管理体制を強化してまいります。

企業再編の促進

グループ全体の経営計画策定、経営資源の適正配分等全体戦略立案を持株会社に集約することにより、今後の成長戦略を促進するM&A、業務提携等による事業再編をより機動的に行うことが可能となります。

(2) 提出会社の企業集団の概要及び当該企業集団における組織再編成対象会社と提出会社の企業集団の関係

提出会社の企業集団の概要

イ 提出会社の概要

商号	トラストホールディングス株式会社 (英文名 : TRUST Holdings Inc.)
事業内容	傘下グループ会社の経営管理及びそれに付帯又は関連する業務
本店所在地	福岡県福岡市博多区博多駅南五丁目15番18号
代表者及び役員の就任予定	代表取締役 渡邊 靖司 取締役 原 康則 取締役 矢羽田 弘 取締役 山川 修 取締役 早川 雄二 社外取締役 喜久田 匡宏 常勤監査役 市原 一也 社外監査役 江口 秀人 社外監査役 梁井 純輔
資本金の額	418,561,000円
純資産の額（連結）	未定
総資産の額（連結）	未定
決算期	6月30日

ロ 提出会社の企業集団の概要

当社とトラストパークの状況は以下のとおりであります。

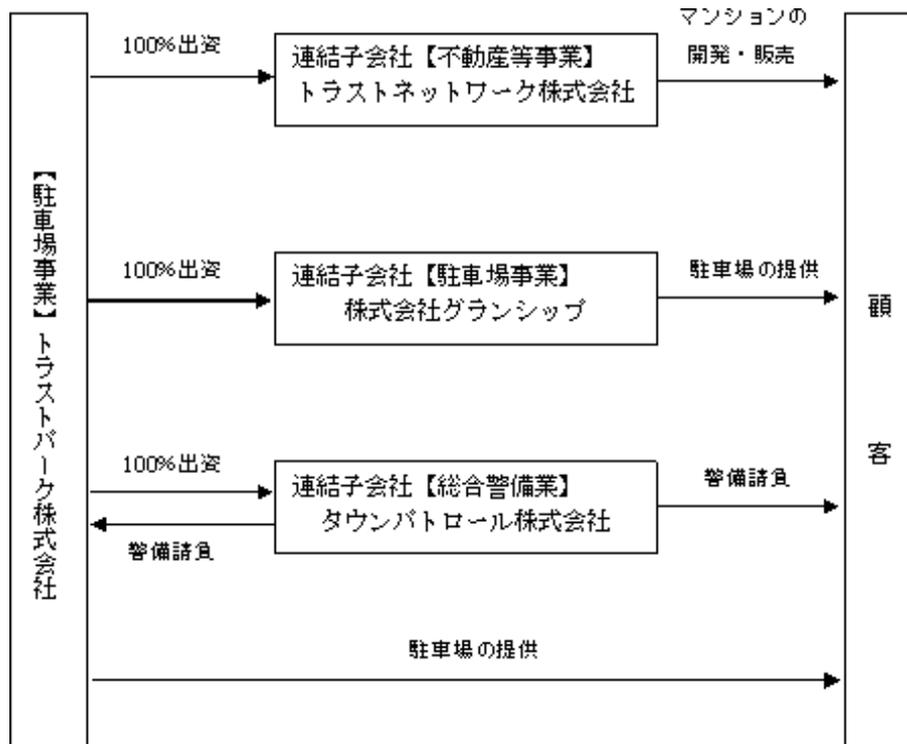
トラストパークは、平成25年4月24日開催予定の臨時株主総会による承認を前提として、平成25年7月1日（予定）を期日として、本株式移転により株式移転設立完全親会社たる当社を設立することにしております。

名称	住所	資本金又は出資金 (千円)	主要な事業の内容	議決権の 所有割合 (%)	役員の兼任		資金援助	営業上の 取引	設備の賃 貸借
					役員 (名)	従業員 (名)			
(連結子会社) トラストパーク株式会社	福岡県福岡市 博多区	418,561	駐車場事業	100.0	未定	未定	未定	未定	未定

(注) 主要な事業の内容欄には、セグメントの名称を記載しております。

本株式移転に伴う当社設立後、トラストパークは当社の株式移転完全子会社となります。当社の完全子会社となるトラストパークの平成24年12月31日時点の企業集団の状況は、次のとおりであります。

< 事業系統図 >



< 関係会社の状況 >

平成24年12月31日時点

名称	住所	資本金 (千円)	主要な事業の内容	議決権の 所有割合 (%)	関係内容
(連結子会社) トラストネットワーク株式会社 (注) 3, 4	福岡県福岡市 博多区	50,000	不動産等事業	100.0	役員の兼任、事務所の 賃貸、資金援助
株式会社グランシップ	福岡県福岡市 博多区	10,000	駐車場事業	100.0	役員の兼任、資金援助
タウンパトロール株式会社	福岡県福岡市 博多区	30,000	その他事業 (総合警備業)	100.0	役員の兼任、事務所の 賃貸、資金援助

(注) 1 主要な事業の内容欄には、セグメントの名称を記載しております。

2 有価証券届出書又は有価証券報告書を提出している会社はありません。

3 トラストネットワーク株式会社は特定子会社であります。

4 トラストネットワーク株式会社については、売上高（連結会社相互間の内部売上高を除く）の連結売上高に占める割合が10%を超えております。

主要な損益情報等（平成24年6月期）

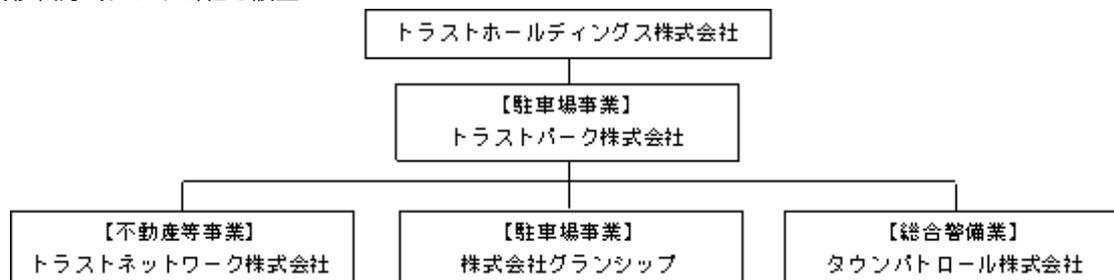
売上高	2,934,262千円
経常利益	311,492千円
当期純利益	178,979千円
純資産額	370,496千円
総資産額	2,305,691千円

なお、本企業再編全体のプロセスイメージは以下のとおりです。

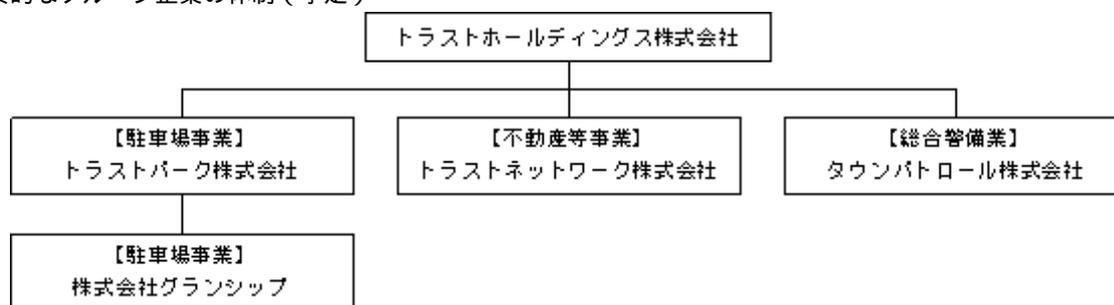
< 現状 >



< 株式移転方式により当社を設立 >



< 最終的なグループ企業の体制（予定） >



提出会社の企業集団における組織再編成対象会社と提出会社の企業集団の関係

イ 資本関係

本株式移転により、トラストパークは当社の完全子会社になる予定です。前記「提出会社の企業集団の概要」提出会社の企業集団の概要」の記載をご参照ください。

ロ 役員の兼任関係

当社の取締役及び監査役は、トラストパーク及びグループ各社の取締役及び監査役を兼任する予定ですが、本届出書提出時点において兼任する取締役及び監査役の人数については未定であります。前記「提出会社の企業集団の概要」提出会社の企業集団の概要」の記載をご参照ください。

ハ 取引関係

当社の完全子会社であるトラストパークと関係会社との取引関係は、前記「提出会社の企業集団の概要」提出会社の企業集団の概要」の記載をご参照ください。

2【組織再編成の当事会社の概要】

該当事項はありません。

3【組織再編成に係る契約】

(1) 株式移転計画の内容の概要

トラストパークは、平成25年4月24日（予定）臨時株主総会による承認を条件として、平成25年7月1日（予定）を期日として、当社を株式移転設立完全親会社、トラストパークを株式移転完全子会社とする株式移転を行うことを内容とする株式移転計画を平成25年2月28日開催の取締役会において決定いたしました。

(2) 株式移転計画の内容

次の「株式移転計画書（写）」のとおりであります。

株式移転計画書（写）

トラストパーク株式会社（以下「甲」という。）は株式移転の方法により、新たに設立するトラストホールディングス株式会社（以下「乙」という。）を甲の完全親会社とする株式移転（以下「本株式移転」という。）を行うことに関し、以下のとおりその株式移転計画（以下「本計画」という。）の内容を定めるものである。

第1条（乙の目的、商号、本店の所在地、発行可能株式総数その他の定款記載事項）

乙の目的、商号、本店の所在地、発行可能株式総数その他の乙の定款に定める事項は、別紙1「トラストホールディングス株式会社 定款」に記載のとおりとする。

第2条（乙の設立時取締役及び設立時監査役の氏名並びに設立時会計監査人の名称）

乙の設立時取締役及び設立時監査役の氏名並びに設立時会計監査人の名称は、以下のとおりとする。

(1) 設立時取締役の氏名

取締役 渡邊 靖司

取締役 原 康則

取締役 矢羽田 弘

取締役 山川 修

取締役 早川 雄二

社外取締役 喜久田 匡宏

(2) 設立時監査役の氏名

社外監査役 市原 一也

社外監査役 江口 秀人

社外監査役 梁井 純輔

(3) 設立時会計監査人の名称

会計監査人 三優監査法人

第3条（株式移転に際して交付する株式及びその割当て）

乙は、本株式移転に際して、本株式移転により乙が甲の発行済株式の全部を取得する時点の直前時（以下「基準時」という。）の甲の株主に対し、所有する甲の普通株式に代わり甲が基準時時点で発行している普通株式数に100を乗じた数の乙の普通株式を交付する。

第4条（乙の資本金及び準備金）

乙の設立時における資本金及び準備金の額は以下のとおりとする。

資本金 金4億1,856万円

資本準備金 金1億500万円

利益準備金 0円

第5条（株式移転に際して交付する新株予約権及びその割当て）

- 1．乙は、本株式移転に際して、乙の設立の日の前日の最終の甲の新株予約権原簿に記載又は記録された甲第7回新株予約権（別紙2）の新株予約権者に対し、当該新株予約権に代わり、乙の設立の日の前日の終了時点における当該新株予約権の総数と同数の、乙第1回新株予約権（別紙3）を交付する。但し、甲第7回新株予約権について、乙の設立の日の前日までに、新株予約権の全部又は一部が行使その他の事情により消滅した場合には、当該消滅した新株予約権の数を減じるものとする。
- 2．前項により乙の新株予約権の割当てを受ける者は、甲の新株予約権者が甲との間で締結した新株予約権割当契約と同内容の契約を乙との間で締結するものとする。

第6条（株式移転の日）

乙の設立登記をするべき日は（以下「株式移転日」という。）、平成25年7月1日とする。但し、手続の進行等の関係上、やむを得ない事由により必要な場合には、甲の取締役会の承認を得てこれを変更することができる。

第7条（本計画承認株主総会）

- 1．甲は、平成25年4月24日を開催日として臨時株主総会を招集し、本計画の承認及び本株式移転に必要な事項に関する決議を求めるものとする。
- 2．本株式移転の手続進行上その他の事由により必要な場合には、甲の取締役会の決議により、前項に定める臨時株主総会開催日を変更することができる。

第8条（株式上場）

乙は、株式移転日において、その発行する普通株式を株式会社東京証券取引所マザーズ市場及び証券会員制法人福岡証券取引所Q-Board市場への上場を予定する。

第9条（株主名簿管理人）

乙の株主名簿管理人は、三菱UFJ信託銀行株式会社とする。

第10条（剰余金の配当）

甲は、平成25年6月30日の最終の株主名簿に記載又は記録された株主又は登録株式質権者に対して、1株当たり820円を限度として剰余金の配当を行うことができる。

第11条（株式移転の条件の変更及び株式移転計画の中止）

本計画の作成後、乙の設立の日に至るまでの間において、甲の財産状態若しくは経営状態に重大な変更が生じた場合、本株式移転の実行に重大な支障となる事態が生じ若しくは明らかとなった場合、その他本計画の目的の達成が困難となった場合は、甲の株主総会の決定で、本株式移転の条件その他本計画の内容を変更し、又は本株式移転を中止することができる。

第12条（本計画の効力）

本計画の効力発生は、第7条に定める甲の株主総会において、本計画の承認及び本株式移転に必要な事項に関する決議が得られること及び国内外の法令に定める関係官庁の許認可等（関係官庁に対する届出の効力発生等を含む。）が得られることを条件とする。

第13条（協議事項）

本計画に定める事項のほか、本計画に定めがない事項、その他本株式移転に必要な事項は、本計画の趣旨に従い、甲の取締役会において定める。

以上

別紙 1

トラストホールディングス株式会社 定款

第 1 章 総則

（商号）

第 1 条 当社は、トラストホールディングス株式会社と称し、英文ではTRUST Holdings Inc.と表示する。

（目的）

第 2 条 当社は、次の事業を営む会社及びこれに相当する業務を営む会社の株式又は持分を保有することにより、当該会社の事業活動を支配・管理することを目的とする。

- (1) 駐車場の経営
 - (2) 駐車場の管理、運営の代行
 - (3) 駐車場の経営ノウハウの販売
 - (4) 駐車用機械設備及びその関連機器の賃貸、斡旋、売買及び管理
 - (5) 駐車場の企画、設計、コンサルタント業務
 - (6) 機械器具設置工事業
 - (7) コンピューター・ソフトウェアの開発、制作、販売、輸出入、賃貸、保守、修理業
 - (8) コンピューター・ハードウェア及び周辺機器の開発、販売、輸出入、賃貸、保守、修理業
 - (9) 特定労働者派遣事業
 - (10) 前払式支払手段の発行に関する業務
 - (11) インターネットによる通信販売業
 - (12) 広告代理業
 - (13) 不動産の販売、賃貸、斡旋、仲介及び管理
 - (14) 情報収集、情報処理、情報提供に関するサービス
 - (15) 不動産特定共同事業法に基づく事業
 - (16) 自動車の有償貸し渡し業
 - (17) 洗車サービス事業
 - (18) 損害保険代理業及び生命保険の募集に関する業務
 - (19) 総合警備保障業務
 - (20) 各種施設の総合管理業務の請負及びその保障
 - (21) 各種警備の理論及び技術の研究、助言、指導及び教育に関する業務の請負
 - (22) 監視カメラ及び監視用テレビ機器の販売、賃貸、保守、管理
 - (23) 防犯、救急に関する機器及びシステム等の開発、製造、販売及び賃貸に関する業務
 - (24) 防犯、救急に関する調査、研究及び予防計画の立案等に関する業務の請負
 - (25) 道路交通法に基づく放置車両の確認及び標章の取り付けに関する事務並びに放置違反金に関する事務の請負
 - (26) 前各号に付帯する一切の事業
- 2 当社は前項各号の事業並びに以下の事業及びこれに付帯又は関連する一切の業務を営むことができる。
- (1) グループ会社等の経営企画、総務、人事、財務関連業務及びその他必要と認められた業務
 - (2) グループ会社等を対象にした資金の集中・配分関連業務、貸付業務及び余剰資金の運用業務

（本店の所在地）

第 3 条 当社は、本店を福岡市に置く。

（公告方法）

第 4 条 当社の公告の方法は、電子公告により行う。但し、電子公告によることができない事故その他やむを得ない事由が発生した場合には、日本経済新聞に掲載する方法により行う。

第2章 株式

（発行可能株式総数）

第5条 当社の発行可能株式総数は、1,500万株とする。

（自己株式の取得）

第6条 当社は、取締役会の決議によって市場取引等により自己株式を取得することができる。

（単元株式数）

第7条 当社の単元株式数は、100株とする。

（単元未満株式についての権利）

第8条 当社の株主は、その有する単元未満株式について、次に掲げる権利以外の権利を行使することができない。

- （1）会社法第189条第2項各号に掲げる権利
- （2）会社法第166条第1項の規定による請求をする権利
- （3）株主の有する株式数に応じて募集株式の割当て及び募集新株予約権の割当てを受ける権利
- （4）次条に定める権利

（単元未満株式の買増し）

第9条 当社の株主は、株式取扱規程に定めるところにより、その有する単元未満株式の数と併せて単元株式数となる数の株式を売り渡すことを請求することができる。

（株主名簿管理人）

第10条 当社は、株主名簿管理人を置く。

- 2 株主名簿管理人及びその事務取扱場所は、取締役会の決議によって選定する。
- 3 当社の株主名簿及び新株予約権原簿は、株主名簿管理人の事務取扱場所に備え置き、株主名簿及び新株予約権原簿への記載又は記録、その他株式並びに新株予約権に関する事務は、株主名簿管理人に委託し、当社においては取扱わない。

（株式取扱規程）

第11条 当社の株主名簿及び新株予約権原簿への記載又は記録、その他株式並びに新株予約権に関する取扱い及び手数料は、法令又は定款に定めるもののほか、取締役会において定める株式取扱規程による。

（基準日）

第12条 当社は、毎年6月30日の最終の株主名簿に記載又は記録された議決権を有する株主をもって、その事業年度に関する定時株主総会において権利を行使することができる株主とする。

- 2 前項にかかわらず、必要がある場合は、取締役会の決議によって、予め公告して、一定の日の最終の株主名簿に記載又は記録された株主又は登録株式質権者をもって、その権利を行使することができる株主又は登録株式質権者とする。

第3章 株主総会

（招集）

第13条 定時株主総会は、毎事業年度終了後3ヶ月以内に招集し、臨時株主総会は必要がある場合に招集する。

（招集権者及び議長）

第14条 株主総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役会の決議によって、取締役社長が招集する。取締役社長に事故があるときは、予め取締役会において定めた順序により、他の取締役が招集する。

- 2 株主総会においては取締役社長が議長となる。取締役社長に事故があるときは、予め取締役会において定めた順序により、他の取締役が議長となる。

（議決権の代理行使）

第15条 株主は、当社の議決権を有する他の株主1名を代理人として、議決権を行使することができる。

- 2 前項の場合には、株主又は代理人は代理権を証明する書面を、株主総会毎に当社に提出しなければならない。

（株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供）

第16条 当社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類、事業報告、計算書類及び連結計算書類に記載又は表示をすべき事項に係る情報を、法務省令に定めるところに従いインターネットを利用する方法で開示することにより、株主に対して提供したものとみなすことができる。

（決議の方法）

第17条 株主総会の決議は、法令又は定款に別段の定めがある場合を除き、出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数をもって行う。

- 2 会社法第309条第2項の定めによる決議は、定款に別段の定めがある場合を除き、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもって行う。

（議事録）

第18条 株主総会における議事の経過の要領及びその結果並びにその他法令に定める事項は、議事録に記載又は記録する。

第4章 取締役及び取締役会

（取締役会の設置）

第19条 当社は、取締役会を置く。

（取締役の員数）

第20条 当社の取締役は、10名以内とする。

（取締役の選任）

第21条 取締役は、株主総会の決議によって選任する。

- 2 取締役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。
- 3 取締役の選任決議は、累積投票によらない。

（取締役の任期）

第22条 取締役の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。

- 2 増員又は補欠として選任された取締役の任期は、他の在任取締役の任期の満了する時までとする。

（代表取締役及び役付取締役）

第23条 当社は、取締役会の決議によって、代表取締役を選定する。

- 2 代表取締役は会社を代表し、会社の業務を執行する。
- 3 取締役会は、その決議によって、取締役社長1名を選定し、また必要に応じ、取締役会長1名及び取締役副社長、専務取締役、常務取締役各若干名を選定することができる。但し、取締役社長は、代表取締役の中から選定する。

（顧問及び相談役）

第24条 取締役会は、その決議によって、顧問及び相談役を各若干名定めることができる。

（取締役会の招集権者及び議長）

第25条 取締役会は、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役社長が招集し、議長となる。取締役社長に事故があるときは、予め取締役会において定めた順序により、他の取締役が招集し、議長となる。

（取締役会の招集通知）

第26条 取締役会の招集通知は、各取締役及び各監査役に対し、会日の3日前までに発する。但し、緊急の場合には、この期間を短縮することができる。

（取締役会の決議の方法）

第27条 取締役会の決議は、取締役の過半数が出席し、出席した取締役の過半数をもってこれを行う。

（取締役会の決議の省略）

第28条 当社は、取締役の全員が取締役会の決議事項について書面又は電磁的記録により同意したときは、当該決議事項を可決する旨の取締役会の決議があったものとみなす。但し、監査役が異議を述べたときはこの限りでない。

（取締役会の議事録）

第29条 取締役会における議事の経過の要領及びその結果並びにその他法令に定める事項は、議事録に記載又は記録し、出席した取締役及び監査役がこれに記名押印又は電子署名する。

（取締役会規程）

第30条 取締役会に関する事項は、法令又は定款に定めるもののほか、取締役会において定める取締役会規程による。

（取締役の報酬等）

第31条 取締役の報酬等は、株主総会の決議によって定める。

（取締役の責任免除）

第32条 当社は、会社法第426条第1項の規定により、任務を怠ったことによる取締役（取締役であった者を含む。）の損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる。

- 2 当社は、会社法第427条第1項の規定により、社外取締役との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任に関し、法令が規定する額を限度とする契約を締結することができる。

第5章 監査役及び監査役会

（監査役及び監査役会の設置）

第33条 当社は、監査役及び監査役会を置く。

（監査役の数）

第34条 当社の監査役は、5名以内とする。

（監査役の選任）

第35条 監査役は、株主総会の決議によって選任する。

- 2 監査役の選任決議は、議決権行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。

（監査役の任期）

第36条 監査役の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。

- 2 補欠として選任された監査役の任期は、退任した監査役の任期の満了する時までとする。

（常勤監査役）

第37条 監査役会は、監査役の中から常勤の監査役を選定する。

（監査役会の招集通知）

第38条 監査役会の招集通知は、各監査役に対し、会日の3日前までに発する。但し、緊急の場合には、この期間を短縮することができる。

（監査役会の決議の方法）

第39条 監査役会の決議は、法令に別段の定めがある場合を除き、監査役の過半数をもってこれを行う。

（監査役会の議事録）

第40条 監査役会における議事の経過の要領及びその結果並びにその他法令に定める事項は、議事録に記載又は記録し、出席した監査役がこれに記名押印又は電子署名する。

（監査役会規程）

第41条 監査役会に関する事項は、法令又は定款に定めるもののほか、監査役会において定める監査役会規程による。

（監査役の報酬等）

第42条 監査役の報酬等は、株主総会の決議によって定める。

（監査役の責任免除）

第43条 当社は、会社法第426条第1項の規定により、任務を怠ったことによる監査役（監査役であった者を含む。）の損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる。

- 2 当社は、会社法第427条第1項の規定により、社外監査役との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任に関し、法令が規定する額を限度とする契約を締結することができる。

第6章 会計監査人

（会計監査人の設置）

第44条 当社は、会計監査人を置く。

（会計監査人の選任）

第45条 会計監査人は、株主総会の決議によって選任する。

（会計監査人の任期）

第46条 会計監査人の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。

2 会計監査人は、前項の定時株主総会において別段の決議がされなかったときは、当該定時株主総会において再任されたものとみなす。

（会計監査人の報酬等）

第47条 会計監査人の報酬等は、代表取締役が監査役会の同意を得て定める。

（会計監査人の責任免除）

第48条 当社は、会社法第427条第1項の規定により、会計監査人との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任に関し、法令が規定する額を限度とする契約を締結することができる。

第7章 計算

（事業年度）

第49条 当社の事業年度は、毎年7月1日から翌年6月30日までとする。

（期末配当金）

第50条 当社は、株主総会の決議によって、毎年6月30日の最終の株主名簿に記載又は記録された株主又は登録株式質権者に対し、金銭による剰余金の配当（以下「期末配当金」という。）をすることができる。

（中間配当金）

第51条 当社は、取締役会の決議によって、毎年12月31日の最終の株主名簿に記載又は記録された株主又は登録株式質権者に対し、会社法第454条第5項に定める剰余金の配当（以下「中間配当金」という。）をすることができる。

（配当金の除斥期間等）

第52条 期末配当金及び中間配当金が、支払開始の日から満3年を経過しても受領されないときは、当社はその支払の義務を免れる。

2 未払の期末配当金及び中間配当金には、利息をつけない。

附則

（最初の事業年度）

第1条 当社の最初の事業年度は、第49条の規定にかかわらず、当社の設立の日から平成26年6月30日迄とする。

（最初の取締役及び監査役の報酬等）

第2条 第31条及び第42条の規定にかかわらず、当社の成立の日後当社の最初の定時株主総会終結の時までの当社の取締役の報酬等は年額300万円以内（但し、使用人分給与は含まない。）とし、当社の成立日後当社の最初の定時株主総会終結の時までの当社の監査役報酬等は年額20万円以内とする。

（附則の削除）

第3条 本附則は、最初の定時株主総会終結の時をもって削除されるものとする。

以上

別紙 2

トラストパーク株式会社第7回新株予約権（300個）

1. 新株予約権の名称 第7回 新株予約権
2. 新株予約権の数 196個
3. 新株予約権の目的たる株式の種類及び数
普通株式 980株

なお、株式分割又は株式併合を行う場合、次の算式により目的たる株式の数を調整するものとする。ただし、かかる調整は本件新株予約権のうち、当該時点で権利行使していない新株予約権の目的たる株式の数についてののみ行われ、調整の結果1株未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする。

調整後株式数 = 調整前株式数 × 分割（または併合）の比率

また、上記のほか、各新株予約権の行使に際して払込みをすべき金額の調整事由が生じた場合にも、各新株予約権につき、調整後株式数に調整後払込金額を乗じた額が調整前株式数に調整前払込金額を乗じた額と同額となるよう、各新株予約権の行使により発行される株式の数は適切に調整されるものとする。

4. 各新株予約権の発行価額
無償
5. 各新株予約権の行使に際して払込みをすべき金額
金9万9,680円

なお、新株予約権発行後、当社が株式分割、株式併合を行う場合は、次の算式により払込金額を調整し、調整により生ずる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後払込金額} = \text{調整前払込金額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

また、時価を下回る価額で新株の発行（新株予約権の行使により新株式を発行する場合を除く）を行う場合は、次の算式により払込金額を調整し、調整により生ずる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後払込金額} = \text{調整前払込金額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times 1 \text{株当り払込金額}}{\text{新株式発行前の時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

6. 新株予約権を行使することができる期間
平成19年8月27日から平成27年8月25日まで
7. 新株予約権の行使の条件（払込価額及び行使期間を除く。）
新株予約権の割当を受けた者は、権利行使時においても、当社または当社の子会社の取締役、監査役もしくは使用人の地位にあることを要す。ただし、当社または当社の子会社の取締役もしくは監査役を任期満了により退任した場合、定年退職その他正当な理由のある場合にはこの限りではない。
8. 当社が新株予約権を消却することができる事由及び消却の条件（当社が新株予約権を取得することができる事由及び取得の条件）
当社が消滅会社となる合併契約書が承認されたとき、当社が完全子会社となる株式交換契約書承認の議案ならびに株式移転の議案につき株主総会で承認されたときは、新株予約権は無償で取得することができる。
新株予約権者が権利行使をする前に、当社または当社の子会社の取締役、監査役もしくは使用人の地位を喪失した場合は、当該新株予約権について無償で取得することができる。
新株予約権者が死亡した場合は、当該新株予約権者が有する新株予約権すべてを無償にて取得できるものとする。
9. 新株予約権の譲渡制限
新株予約権を譲渡するには取締役会の承認を要する。
10. 新株予約権の発行日 平成17年8月27日
11. 新株予約権証券の発行の定め
新株予約権者の請求があるときに限り新株予約権証券を発行する。
12. 新株予約権の行使により新株発行を行う場合の発行価額中、資本に組み入れない額
上記5. で定められる各新株予約権の行使に際して払込みをすべき金額の2分の1とする。

別紙 3

トラストホールディングス株式会社第 1 回新株予約権

1. 新株予約権の名称 第 1 回 新株予約権
2. 新株予約権の数 196個
3. 新株予約権の目的たる株式の種類及び数
普通株式 98,000株

なお、株式分割又は株式併合を行う場合、次の算式により目的たる株式の数を調整するものとする。ただし、かかる調整は本件新株予約権のうち、当該時点で権利行使していない新株予約権の目的たる株式の数についてののみ行われ、調整の結果 1 株未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする。

調整後株式数 = 調整前株式数 × 分割（または併合）の比率

また、上記のほか、各新株予約権の行使に際して払込みをすべき金額の調整事由が生じた場合にも、各新株予約権につき、調整後株式数に調整後払込金額を乗じた額が調整前株式数に調整前払込金額を乗じた額と同額となるよう、各新株予約権の行使により発行される株式の数は適切に調整されるものとする。

4. 各新株予約権の発行価額
無償
5. 各新株予約権の行使に際して払込みをすべき金額
金 9 万 9,680 円

なお、新株予約権発行後、当社が株式分割、株式併合を行う場合は、次の算式により払込金額を調整し、調整により生ずる 1 円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後払込金額} = \text{調整前払込金額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

また、時価を下回る価額で新株の発行（新株予約権の行使により新株式を発行する場合を除く）を行う場合は、次の算式により払込金額を調整し、調整により生ずる 1 円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後払込金額} = \text{調整前払込金額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times 1 \text{株当り払込金額}}{\text{新株式発行前の時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

6. 新株予約権を行使することができる期間
平成25年 7 月 1 日から平成27年 8 月25日まで
7. 新株予約権の行使の条件（払込価額及び行使期間を除く。）
新株予約権の割当を受けた者は、権利行使時においても、当会社または当会社の子会社の取締役、監査役もしくは使用人の地位にあることを要す。ただし、当会社または当会社の子会社の取締役もしくは監査役を任期満了により退任した場合、定年退職その他正当な理由のある場合にはこの限りではない。
8. 会社が新株予約権を取得することができる事由及び取得の条件
当社が消滅会社となる合併契約書が承認されたとき、当社が完全子会社となる株式交換契約書承認の議案ならびに株式移転の議案につき株主総会で承認されたときは、新株予約権は無償で取得することができる。
新株予約権者が権利行使をする前に、当社または当会社の子会社の取締役、監査役もしくは使用人の地位を喪失した場合は、当該新株予約権について無償で取得することができる。
新株予約権者が死亡した場合は、当該新株予約権者が有する新株予約権すべてを無償にて取得できるものとする。
9. 新株予約権の譲渡制限
新株予約権を譲渡するには取締役会の承認を要する。
10. 新株予約権の発行日 平成25年 7 月 1 日
11. 新株予約権証券の発行の定め
新株予約権者の請求があるときに限り新株予約権証券を発行する。
12. 新株予約権の行使により新株発行を行う場合の発行価額中、資本に組み入れない額
上記 5. で定められる各新株予約権の行使に際して払込みをすべき金額の 2 分の 1 とする。

4【組織再編成に係る割当ての内容及びその算定根拠】

(1) 株式移転比率

会社名	トラストホールディングス株式会社 (完全親会社・持株会社)	トラストパーク株式会社 (完全子会社)
株式移転比率	100	1

(注) 本株式移転に伴い、トラストパークの普通株式1株に対して新たに設立する当社の普通株式100株を割当交付いたします。

(2) 株式移転比率の算定根拠等

本株式移転は、トラストパーク単独による株式移転によって完全親会社1社を設立するものであり、株式移転時のトラストパークの株主構成と当社の株主構成に変化がなく、また、1単元の株式数を100株とすることから、株主の皆様にも不利益とならないことを第一義と考え、トラストパーク普通株式1株に対して、当社の普通株式100株を割当交付することといたしました。

なお、上記のとおり、本株式移転は当社単独による株式移転でありますので、第三者算定機関による算定は行っておりません。

5【組織再編成対象会社の発行有価証券と組織再編成によって発行される有価証券との相違】

トラストパークは単元株制度を採用しておりませんが、当社の普通株式の単元株式数は100株となります。

6【組織再編成対象会社の発行する証券保有者の有する権利】

(1) 買取請求権の行使の方法について

トラストパークの株主が、その有するトラストパークの普通株式につき、トラストパークに対して会社法第806条に定める反対株主の株式買取請求権を行使するためには、平成25年4月24日開催予定の臨時株主総会に先立って本株式移転に反対する旨をトラストパークに対し通知し、かつ、上記臨時株主総会において本株式移転に反対し、トラストパークが上記臨時株主総会の決議の日（平成25年4月24日）から2週間以内の会社法第806条第3項の通知又は同条第4項の公告を行った日から20日以内に、その株式買取請求に係る株式の数を明らかにして行う必要があります。

(2) 議決権の行使の方法について

議決権の行使の方法としては、平成25年4月24日開催予定の臨時株主総会に出席して議決権を行使する方法があります（なお、株主は、トラストパークの議決権を有する他の株主1名を代理人として、その議決権を行使することができます。この場合、当該株主又は代理人は、株主総会ごとに作成された、当該臨時株主総会に関する代理権を証明する書面を、トラストパークに提出する必要があります。）。また、書面によって議決権を行使する方法もあり、その場合には平成25年4月23日午後5時30分までに議決権を行使することが必要となります。

書面による議決権の行使は、上記臨時株主総会に関する招集ご通知同封の議決権行使書用紙に賛否を表示し、トラストパークに上記の行使期限までに到達するように返送することが必要となります。

なお、議決権行使書用紙に各議案の賛否又は棄権の記載がない場合は、賛成の意思表示があったものとして取り扱います。

株主は、複数の議決権を有する場合、その有する議決権を統一しないで行使することができます。但し、当該株主は、平成25年4月19日までにトラストパークに対して、その有する議決権を統一しないで行使する旨及びその理由を通知する必要があります。また、トラストパークは、当該株主が他人のために株式を有するものでないときは、当該株主がその有する議決権を統一しないで行使することを拒むことがあります。

(3) 組織再編成によって発行される株式の受取方法について

本株式移転によって発行される株式は、本株式移転に際して、基準時におけるトラストパークの株主に割当てられます。株主は、自己のトラストパークの株式が記録されている振替口座に、当社の株式が記録されることにより、当社の株式を受け取ることができます。

7【組織再編成に関する手続】

(1) 組織再編成に関し会社法等に基づき備置がなされている書類の種類及びその概要並びに当該書類閲覧方法

本株式移転に関し、会社法第803条第1項及び会社法施行規則第206条の規定に基づき、株式移転計画、会社法第773条第1項第5号及び第6号に掲げる事項についての定め相当性に関する事項を記載した書面、トラストパークの最終事業年度の末日後に生じた重要な財産の処分、重大な債務の負担その他会社財産の状況に重要な影響を与える事象の内容を記載した書面を、トラストパークの本店において平成25年4月8日より備え置く予定であります。

は、平成25年2月28日開催のトラストパークの取締役会において承認された株式移転計画であり、その内容は「第1 [組織再編成（公開買付け）の概要] 3 [組織再編成に係る契約]」に記載のとおりであります。

は、本株式移転に際して株式移転比率及びその算定根拠並びに上記株式移転計画に定める当社資本金及び資本準備金の額に関する事項が相当であることを説明した書類であります。

は、トラストパークの最終事業年度末日以降に生じた重要な財産の処分、重大な債務の負担その他会社財産に重要な影響を与える事象を説明した書類であります。

これらの書類は、トラストパークの営業時間内にトラストパークの本店において閲覧することができます。なお、本株式移転が効力を生ずる日までの間に、上記乃至に掲げる事項に変更が生じた場合には、変更後の事項を記載した書面を追加で備え置きます。

(2) 株主総会等の組織再編成に関する手続の方法及び日程

株式移転取締役会	平成25年2月28日（木）
臨時株主総会基準日公告	平成25年3月1日（金）
臨時株主総会基準日	平成25年3月18日（月）
株式移転承認臨時株主総会	平成25年4月24日（水）（予定）
上場廃止日	平成25年6月26日（水）（予定）
持株会社設立登記日（効力発生日）	平成25年7月1日（月）（予定）
持株会社上場日	平成25年7月1日（月）（予定）

但し、本株式移転手続の進行上その他の事情により必要な場合は、日程を変更する場合があります。

(3) 組織再編成対象会社が発行者である有価証券の所有者が当該組織再編成行為に際して買取請求権を行使する方法

トラストパークの株主が、その有するトラストパークの普通株式につき、トラストパークに対して会社法第806条に定める反対株主の株式買取請求権を行使するためには、平成25年4月24日開催予定の臨時株主総会に先立って本株式移転に反対する旨をトラストパークに対し通知し、かつ、上記臨時株主総会において本株式移転に反対し、トラストパークが上記臨時株主総会の決議の日（平成25年4月24日）から2週間以内の会社法第806条第3項の通知又は同条第4項の公告を行った日から20日以内に、その株式買取請求に係る株式の数を明らかにして行う必要があります。

第2【統合財務情報】

当社は新設会社であるため、本届出書提出日現在において財務情報はありますが、当社の完全子会社となるトラストパークの最近連結会計年度の主要な連結経営指標等は以下のとおりであります。これらトラストパークの連結経営指標は、当社の連結経営指標等に反映されるものと考えられます。

主要な経営指標等の推移

連結経営指標等の推移

回次	第15期	第16期	第17期	第18期	第19期
決算年月	平成20年6月	平成21年6月	平成22年6月	平成23年6月	平成24年6月
売上高 (千円)	4,115,507	4,465,612	5,288,192	7,221,706	8,588,967
経常利益 (千円)	146,060	45,648	158,064	446,457	482,146
当期純利益又は当期純損失 () (千円)	57,300	11,048	60,031	183,047	219,560
包括利益 (千円)	-	-	-	183,047	219,117
純資産額 (千円)	519,556	488,073	526,780	664,286	819,780
総資産額 (千円)	1,630,143	2,528,211	4,465,668	6,007,299	8,084,927
1株当たり純資産額 (円)	58,475.71	54,932.25	59,288.69	14,912.71	17,903.04
1株当たり当期純利益金額又は1株当たり当期純損失金額 () (円)	6,462.96	1,243.48	6,756.51	4,118.50	4,917.70
潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額 (円)	6,250.75	-	6,675.37	3,940.31	4,717.47
自己資本比率 (%)	31.9	19.3	11.8	11.1	10.1
自己資本利益率 (%)	11.6	2.2	11.5	30.7	29.6
株価収益率 (倍)	20.1	-	15.5	7.6	6.5
営業活動によるキャッシュ・フロー (千円)	98,889	76,659	28,011	67,434	487,303
投資活動によるキャッシュ・フロー (千円)	113,369	426,167	1,051,793	417,175	1,959,257
財務活動によるキャッシュ・フロー (千円)	98,927	874,679	1,157,784	582,095	1,458,215
現金及び現金同等物の期末残高 (千円)	325,783	697,635	775,614	1,007,968	1,018,480
従業員数 (外、平均臨時雇用者数) (人)	75 (267)	88 (289)	89 (292)	107 (317)	136 (344)

(注) 1 売上高には、消費税等は含まれておりません。

2 潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額については、第16期は潜在株式はあるものの、1株当たり当期純損失であるため記載しておりません。

3 第16期の株価収益率については当期純損失であるため記載しておりません。

4 平成23年3月16日付で、株式1株につき5株の株式分割を行っております。第18期の1株当たり純資産額、1株当たり当期純利益金額及び潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額は、株式分割が期首に行われたものとして算出しております。

- 5 当社は、平成23年3月16日付で、株式1株につき5株の株式分割を行っております。当該株式分割に伴う影響を加味し、遡及修正を行った場合の1株当たり指標の推移を参考までに掲げると以下のとおりであります。
- なお、第15期及び第16期の数値につきましては、三優監査法人の監査を受けておりません。

回次	第15期	第16期	第17期
決算年月	平成20年6月	平成21年6月	平成22年6月
1株当たり純資産額 (円)	11,695.14	10,986.45	11,857.73
1株当たり当期純利益金額又は 1株当たり当期純損失金額 (円)	1,292.59	248.69	1,351.30
潜在株式調整後1株当たり 当期純利益金額 (円)	1,250.15	-	1,335.07

第3【発行者（その関連者）と組織再編成対象会社との重要な契約】

該当事項はありません。

第三部【企業情報】

第1【企業の概況】

1【主要な経営指標等の推移】

前記「第二部〔組織再編成（公開買付け）に関する情報〕第2〔統合財務情報〕」に記載のとおりであります。

2【沿革】

- 平成25年2月28日 トラストパークの取締役会において、トラストパークの単独株式移転による持株会社「トラストホールディングス株式会社」の設立を内容とする「株式移転計画」の内容及び臨時株主総会への付議の決議
- 平成25年4月24日 トラストパークの臨時株主総会において、単独株式移転の方法により当社を設立し、トラストパークがその完全子会社となることについての決議（予定）
- 平成25年7月1日 トラストパークが株式移転の方法により当社を設立（予定）
当社普通株式を東京証券取引所マザーズ及び福岡証券取引所Q-Boardに上場（予定）

なお、トラストパークの沿革につきましては、トラストパークの有価証券報告書（平成24年9月28日提出）をご参照ください。

3【事業の内容】

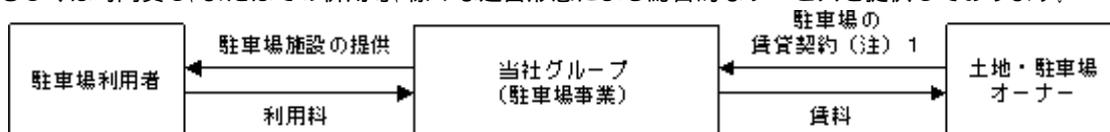
当社は持株会社として、傘下グループ会社の経営管理及びそれに付帯する業務を行う予定であります。また、当社の完全子会社となるトラストパーク及びトラストパークの連結子会社である株式会社グランシップにおいては駐車場の運営・管理を行う駐車場事業を行っており、トラストパークの連結子会社であるトラストネットワーク株式会社において不動産等事業を行っております。また、トラストパークの連結子会社であるタウンパトロール株式会社において警備事業を行っております。

(1) 駐車場事業

駐車場事業は、「遊休地の有効利用」と「既存駐車場の活性化」を事業コンセプトに、遊休地を駐車場として有効活用し、または低収益に悩む駐車場を運営面、収益面においてサポートし改善することで、都市基盤として開発または活性化させ、社会的に有効活用することを目的とし、「直営店方式」、「加盟店方式」、「管理受託方式」の三方式により事業展開しております。

直営店方式

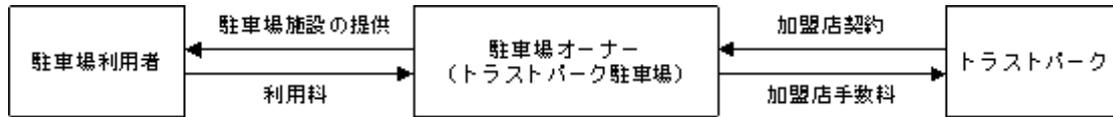
直営店方式は、原則としてトラストパーク又はグランシップが土地・駐車場オーナーより駐車場用地を一括して借上げ、トラストパーク又はグランシップが駐車場設備機器等を設置し管理運営を行う方式であります。土地所有者のニーズに応じた契約期間で出店し、駐車場用地に適した出店形態（ゲート式、コイン式、自走立体式、タワー式等）にて、月極もしくは時間貸し、またはその併用等、様々な運営形態による総合的なサービスを提供しております。



(注) 1 トラストパークが土地を購入し自己所有する場合があります。

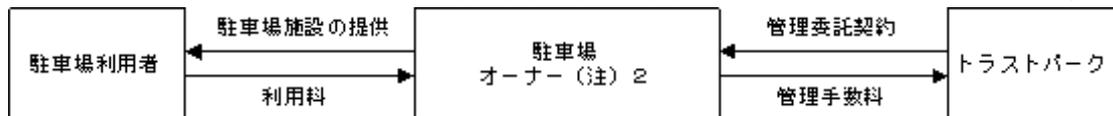
加盟店方式

加盟店方式は、原則としてトラストパークと加盟店契約を締結した駐車場オーナーに対しコンサルティングを行う方式であります。具体的には、加盟店に対して当社の駐車場専用POSシステムを提供し、トラストパーク本部と加盟店をオンライン化して店舗毎の売上高分析、入出庫管理、労務管理、業務管理等の情報を一元管理するほか、集金、清掃、メンテナンス等の管理運営業務、クレーム処理及びトラブルの対応、広告宣伝業務、人材教育等の総合的なサービスを通じてトラストパークの持つ豊富なノウハウの提供を行い加盟店の収益向上を図っております。



管理受託方式

管理受託方式とは、原則としてトラストパークと管理委託契約を締結した駐車場オーナーより管理運営業務の一部を代行する方式であります。具体的には有人駐車場における運営全般の代行を行うほか、無人駐車場における集金業務、ユーザーに心地よく駐車場を利用していただくための清掃業務、無人駐車場運営を日々円滑に行うための駐車場機器のメンテナンス業務、ユーザーからの苦情に対し責任をもって処理するトラブル対応業務等があります。

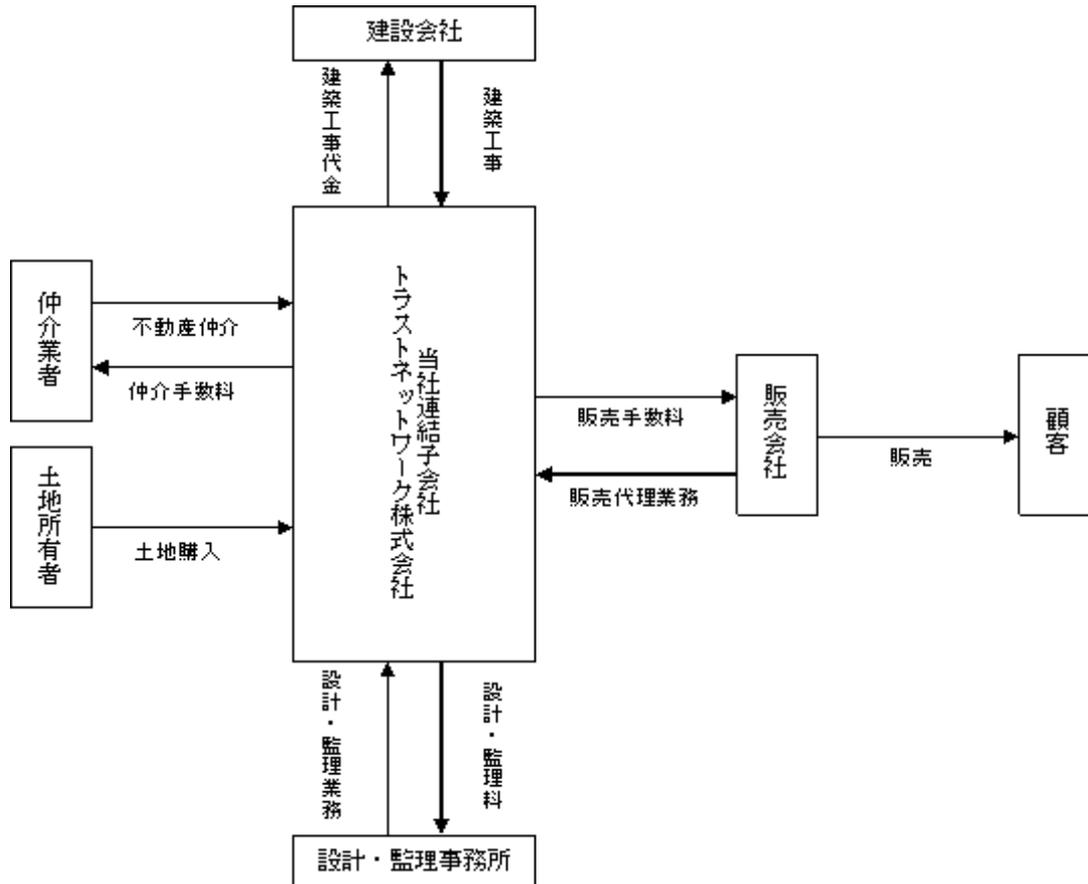


(注) 2 管理受託事業につきましては、トラストパークのブランドを使用した駐車場ではありません。

(2) 不動産等事業

不動産等事業は、「人へ、街へ、次世代へ永く愛される住まい創り」をコンセプトに、ファミリーマンションの分譲事業を中心とした住宅の企画、開発、販売業務等を行っております。

ファミリーマンション分譲事業の「事業系統図」は次のとおりであります。



(3) その他事業

その他事業は、大型ビジョンの運営を行っているほか、駐車場事業に付随して発生する機械警備及び交通誘導警備等の警備事業を行っております。

4 【関係会社の状況】

当社は新設会社であるため、本届出書提出日現在において関係会社はありませんが、当社の完全子会社となるトラストパークの関係会社の状況につきましては、前記「第二部 [組織再編成（公開買付け）に関する情報] 第1 [組織再編成（公開買付け）の概要] 1 [組織再編成の目的等] (2) 提出会社の企業集団の概要及び当該企業集団における組織再編成対象会社と提出会社の企業集団の関係 提出会社の企業集団の概要 □ 提出会社の企業集団の概要」に記載のとおりであります。

5【従業員の状況】

(1) 当社の状況

当社は新設会社であるため、未定であります。

(2) 連結会社の状況

当社の完全子会社となるトラストパークの平成24年12月31日現在の連結会社の従業員の状況は以下のとおりであります。

平成24年12月31日現在

セグメントの名称	従業員数（人）
駐車場事業	86 (330)
不動産等事業	10 (1)
その他事業	11 (20)
全社（共通）	28 (-)
合計	135 (351)

(注) 1 従業員数は就業人員であります。

2 従業員数欄の（外書）は、嘱託社員及び臨時従業員（パートタイマー及びアルバイト）の年間平均雇用人員（月間170時間換算）であります。

3 全社（共通）として、記載されている従業員数は、特定のセグメントに区別できない管理部門に所属しているものであります。

4 従業員数の増加の主な理由は、業容拡大に対応するための新卒採用25名によるものであります。

(3) 労働組合等の状況

当社の状況

当社は新設会社であるため、該当事項はありません。

連結会社の状況

当社の完全子会社となるトラストパーク及びその関係会社に労働組合は結成されておりませんが、労使関係は円満に推移しております。

第2【事業の状況】

1【業績等の概要】

当社は新設会社であるため、該当事項はありません。

なお、当社の完全子会社となるトラストパークの業績等の概要については、トラストパークの有価証券報告書（平成24年9月28日提出）、四半期報告書（平成24年11月14日及び平成25年2月13日提出）をご参照ください。

2【生産、受注及び販売の状況】

当社は新設会社であるため、該当事項はありません。

なお、当社の完全子会社となるトラストパークの生産、受注及び販売の状況については、トラストパークの有価証券報告書（平成24年9月28日提出）、四半期報告書（平成24年11月14日及び平成25年2月13日提出）をご参照ください。

3【対処すべき課題】

当社は新設会社であるため、該当事項はありません。

なお、当社の完全子会社となるトラストパークの対処すべき課題については、トラストパークの有価証券報告書（平成24年9月28日提出）、四半期報告書（平成24年11月14日及び平成25年2月13日提出）をご参照ください。

4【事業等のリスク】

当社は本届出書提出日現在において設立されておりませんが、本株式移転によりトラストパークの完全親会社となるため、当社の設立後は本届出書提出日現在におけるトラストパークの事業等のリスクが当社の事業等のリスクとなりうるものが想定されます。トラストパークの事業等のリスクを踏まえた当社の事業等のリスクは以下のとおりであります。

なお、本項においては、将来に関する事項も含まれておりますが、当該事項は、別段の記載がない限り、本届出書提出日現在においてトラストパークが判断したものであります。

(1) 駐車場事業のリスクについて

不採算店舗における損失

駐車場事業における「直営店方式」は、原則として、当社グループが土地所有者より駐車場用地を一括して借上げることと定めた賃貸借契約を締結し、当社グループで駐車場設備機器を設置し運営を行う形態であります。当社グループが運営する駐車場売上高の変動に関係なく、土地所有者に対して固定の賃借料を支払うため、当該駐車場において予め想定した売上高が確保できない場合、当社グループの業績及び財政状態に影響を与える可能性があります。

駐車場用地の確保

当社グループの駐車場事業を拡大するためには、採算の見込める駐車場用地の確保が必要となります。当社グループは、主に土地所有者と賃貸借契約を締結することによって駐車場用地を確保しております。しかしながら、地価の高騰による土地所有者の売却意向の増加や、有効な土地利用の選択肢が増加することで、当社グループの駐車場用地の確保が困難になる可能性があります。また、地価の高騰により賃借料が上昇した場合は、当社グループの業績及び財政状態に影響を与える可能性があります。

土地所有者との賃貸借契約が解約される可能性

当社グループの直営店方式においては、駐車場用地の大部分を土地所有者との賃貸借契約にて確保しております。土地所有者との当該契約期間は原則1年間とし、期限到来後は1年毎の自動更新となっております。契約期間内に解約する場合には、原則として一方の当事者が相手方に3ヶ月前に書面で通知することにより相手方の了承を得ることなく解約が成立する内容となっております。したがって当社グループの意思とは関わりなく、突発的な解約が発生する可能性があります。今後、収益性の高い駐車場の解約が多発した場合には、当社グループの業績及び財政状態に影響を与える可能性があります。

競合

駐車場業界は、特別の法的規制がなく参入障壁が低いために、異業種の参入も多く大規模企業から個人の小規模経営まで全国に多数の同業者が存在しております。当社グループは、それらの事業者と競合するほか、賃貸ビル等に併設された駐車場を管理する不動産管理業者との間においても競合状態にあります。

当社グループは、これらの競合に対処するため、駐車場専用POSシステムの導入やコンサルティング活動、専門ノウハウ及び技能を習得したスタッフの育成、顧客の囲い込みを促す会員カードの発行等により顧客満足度の高いサービスの提供に努め、競合他社との差別化を図っております。また当社グループは、無人駐車場（コイン式等）だけでなく、有人駐車場も広く展開しており、競合他社との差別化を図っております。しかしながら、競合激化等により当社グループの提供するサービスに競合他社との優位性がないと顧客が判断した場合には、当社グループの今後の事業展開や業績及び財政状態に影響を与える可能性があります。

(2) 不動産等事業のリスクについて

不動産市況及び金利動向等の影響

当社グループが行う不動産等事業は、景気及び金利動向並びに住宅税制等の影響を受けやすいため、景気後退やそれに伴う企業収益の悪化及び個人消費の落ち込み、大幅な金利の上昇、税制の変化等が生じた場合には、顧客の購買意欲の減退等により販売価格の低下が発生し、当社グループの業績及び財政状態に影響を与える場合があります。また、経済情勢の変化により、土地仕入代金、建築費等の上昇並びに供給過剰による販売価格の下落が発生した場合は、当社グループの業績及び財政状態に影響を与える可能性があります。

土壌汚染

「土壌汚染対策法」により、土地の所有者等は、同法による土壌汚染状況の調査・報告や、汚染の除去等の措置を命ぜられることがあります。

当社グループの事業用地は、工場跡地ではない住居地域等にあるため、現時点におきましては、工場廃棄物等による土壌汚染の可能性は低いと考えております。今後も取得にあたっては、必要に応じて調査を実施してまいります。しかし、これらの調査によっても事前にその全てを認識できないことや、発見された場合でも売主がその瑕疵担保責任を負担できないこともあります。そのため、取得した用地に土壌汚染等が発見された場合には、当初の事業計画に係るスケジュールの変更やそれに伴う追加費用等が発生し、当社グループの業績及び財政状態に影響を与える可能性があります。

業務委託

当社グループは、不動産等事業において設計、建築工事、販売業務等をそれぞれ専門業者へ業務委託しております。このことにより、当社グループは、固定費を抑制できるメリットを享受できるものの、各委託先との取引条件や取引関係等に変化が生じた場合には、当社グループの業績及び財政状態に影響を与える可能性があります。

不動産引渡し時期等による業績の変動

当社グループの不動産等事業における売上計上基準は、物件の売買契約締結時点ではなく、顧客へ物件を引渡した時点で売上を計上する引渡基準としております。そのため、四半期毎の業績については、物件の引き渡し時期や規模等により売上高や利益が大きく変動するため、四半期毎の業績が大きく変動する可能性があります。また、天災その他予測し得ない事態による工事期間の遅延等、不測の事態により引渡時期が遅延することが考えられ、当社グループの業績及び財政状態に影響を与える可能性があります。

(3) 法的規制等について

駐車場事業の法的規制

現在、当社グループの事業である駐車場の賃貸、運営、管理に関して、特有の法的規制等はありません。駐車場の設置等に関する法律としては、国及び地方公共団体に対して総合的かつ計画的な駐車施設整備の責務等を定めた「駐車場法」があります。その他に都道府県公安委員会による交通規制等を定めた「道路交通安全法」、自動車保有者等に対して自動車の保管場所確保等を定めた「自動車の保管場所の確保等に関する法律（車庫法）」等があります。

これらの法律は駐車場施設を含め、交通の円滑と安全等を図ることを目的に制定されており、現在のところ、これらの法的規制が緩和される動きはないものと思われます。しかしながら、仮に、これらの規制が緩和された場合には、当社グループの営業地域における駐車場需要の減少や駐車料金相場下落等により、当社グループの業績及び財政状態に影響を与える可能性があります。

不動産等事業の法的規制

当社グループの不動産等事業には、「国土利用計画法」「宅地建物取引業法」「建築基準法」「都市計画法」「住宅の品質確保の促進に関する法律」「特定住宅瑕疵担保責任の履行の確保等に関する法律」「不動産特定共同事業法」「金融商品取引法」等の法規制を受けることになります。今後、これら不動産関連法規制が変更された場合や新たな法規制が設けられた場合には新たな義務や費用負担の発生等により、当社グループの業績及び財政状態に影響を与える可能性があります。

特に当社子会社が免許を取得している「宅地建物取引業法」では、第65条、第66条において、業務の停止、免許の取消等となる要件を定めており、これに該当した場合、同社に対して業務の停止命令、免許の取消処分が行われることがあります。これら不動産関連法規制の変更や新設、業務の停止命令、免許の取消処分等が発生した場合には、当社グループの業績及び財政状態に影響を与える可能性があります。

個人情報の漏洩

当社グループが保有する主な個人情報は、会員制度における会員の個人情報並びに月極契約締結に際して取得する個人情報であります。これら個人情報の取り扱いについては、プライバシーマークを取得し、情報管理に対する全社的な意識の向上を図るとともに、「個人情報保護基本規程」の定めに基づき、電磁データについては基幹業務システムにて一括管理し、基幹業務システムのセキュリティ強化のための対策を講じております。

しかしながら、不測の事態により個人情報が外部に漏洩した場合には、当社グループの信用失墜により、当社グループ

の業績に影響を与える可能性があります。

(4) 組織の運営等について

優秀な人材の確保・育成

当社グループが管理する駐車場のうち、有人駐車場は、入出庫時の誘導等の利便性、不法侵入や車上荒しの防止等の安全性といった利点がある一方で、人的資本によって維持される要素が強いため、人員の確保と同時に人材の育成が必要不可欠となってまいります。

当社グループとしては、計画的かつ積極的に採用活動及び社員教育を行ってまいります。求める人材が十分に確保できない場合または在職している人材が流出し、必要な人員数を確保できなくなった場合には、当社グループの業績及び今後の事業展開に多大な影響を与える可能性があります。

ストック・オプションの付与

当社グループは、当社または当社の子会社の取締役、監査役及び従業員に対して、新株予約権方式によるストック・オプション制度を採用しております。

ストック・オプション制度は、役職員の業績貢献意識の高揚を目的とするものであり、必ずしも既存の株主の利害と相反するものではありませんが、権利行使が行われた際に1株当たりの株式価値が希薄化することがあります。また、当該株式の売却により株式の需給バランスが短期的に悪化し、当社グループの株価形成に影響を与える可能性があります。

(5) その他

減損会計

当社グループは、駐車場事業は各店舗を基本単位として、不動産等事業は各物件別に、その他の事業は各事業単位に資産のグルーピングを行っております。今後、駐車場の収益が著しく低下して減損の認識がなされた場合には、減損損失が計上されることから、当社グループの業績及び財政状態に影響を与える可能性があります。

有利子負債依存度

当社グループは、自社所有駐車場の取得及び不動産等事業における土地仕入並びに建築資金の大部分を借入金で調達していることから、今後、金利水準が上昇した場合には、支払金利負担が増加し、当社グループの業績及び財政状態に影響を与える可能性があります。

自然災害、人災等

地震、風水害その他の天災地変、事故、火災、戦争、暴動、テロその他の人災等が発生した場合、当社グループの業績及び財政状態に影響を与える場合があります。また、電力不足による計画停電等が実施された場合には、当社グループの駐車場事業における機器等が停止し、業績及び財政状態に影響を与える可能性があります。

5【経営上の重要な契約等】

当社は新設会社であるため、該当事項はありません。

なお、当社の完全子会社となるトラストパークの経営上の重要な契約等については、トラストパークの有価証券報告書（平成24年9月28日提出）、四半期報告書（平成24年11月14日及び平成25年2月13日提出）をご参照ください。

また、本株式移転に係る株式移転計画、株式移転の目的、条件等につきましては、前記「第二部〔組織再編成（公開買付け）に関する情報〕第1〔組織再編成（公開買付け）の概要〕3〔組織再編成に係る契約〕」をご参照ください。

6【研究開発活動】

当社は新設会社であるため、該当事項はありません。

なお、当社の完全子会社となるトラストパークの研究開発活動については、トラストパークの有価証券報告書（平成24年9月28日提出）、四半期報告書（平成24年11月14日及び平成25年2月13日提出）をご参照ください。

7【財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】

当社は新設会社であるため、該当事項はありません。

なお、当社の完全子会社となるトラストパークの財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析については、トラストパークの有価証券報告書（平成24年9月28日提出）、四半期報告書（平成24年11月14日及び平成25年2月13日提出）をご参照ください。

第3【設備の状況】

1【設備投資等の概要】

(1) 当社の状況

当社は新設会社であるため、該当事項はありません。

(2) 連結会社の状況

当社の完全子会社となるトラストパークの設備投資等の概要については、トラストパークの有価証券報告書（平成24年9月28日提出）、四半期報告書（平成24年11月14日及び平成25年2月13日提出）をご参照ください。

2【主要な設備の状況】

(1) 当社の状況

当社は新設会社であるため、該当事項はありません。

(2) 連結会社の状況

当社の完全子会社となるトラストパークの主要な設備の状況については、トラストパークの有価証券報告書（平成24年9月28日提出）、四半期報告書（平成24年11月14日及び平成25年2月13日提出）をご参照ください。

3【設備の新設、除却等の計画】

(1) 当社の状況

当社は新設会社であるため、該当事項はありません。

(2) 連結会社の状況

当社の完全子会社となるトラストパークの設備の新設、除却等の計画については、トラストパークの有価証券報告書（平成24年9月28日提出）、四半期報告書（平成24年11月14日及び平成25年2月13日提出）をご参照ください。

第4【提出会社の状況】

1【株式等の状況】

(1)【株式の総数等】

平成25年7月1日時点の株式等の状況は以下のとおりとなる予定です。

【株式の総数】

種類	発行可能株式総数(株)
普通株式	15,000,000
計	15,000,000

【発行済株式】

種類	発行数(株)	上場金融商品取引所名又は登録認可金融商品取引業協会名	内容
普通株式	5,132,000	東京証券取引所(マザーズ) 福岡証券取引所(Q-Board)	完全議決権株式であり、権利内容に何ら限定のない当社における標準となる株式であります。単元株式数は100株であります。
計	5,132,000		

(注) トラストパークの発行済株式総数51,320株(平成24年12月31日現在)に基づいて記載しており、実際に当社が交付する株式数は変動することがあります。

(2) 【新株予約権等の状況】

トラストパークが発行した新株予約権は、本株式移転効力発生日をもって消滅し、同日当該新株予約権の新株予約権者に対してこれに代わる当社の新株予約権を交付します。当社が交付する新株予約権の状況は次のとおりです。

トラストホールディングス株式会社第1回新株予約権

区分	株式移転効力発生日現在 (平成25年7月1日)
新株予約権の数	196個(注)1
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式
新株予約権の目的となる株式の数	98,000株(注)2
新株予約権の行使時の払込金額	1株当たり199.36円
新株予約権の行使期間	平成25年7月1日から 平成27年8月25日まで
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額	発行価格 199.36円 資本組入額 99.68円
新株予約権の行使の条件	前記「第二部[組織再編成(公開買付け)に関する情報]第1[組織再編成(公開買付け)の概要]3[組織再編成に係る契約]」記載の株式移転計画をご参照ください。
新株予約権の譲渡に関する事項	譲渡による新株予約権の取得については、当社の取締役会の承認を要する。
代用払込みに関する事項	-
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	前記「第二部[組織再編成(公開買付け)に関する情報]第1[組織再編成(公開買付け)の概要]3[組織再編成に係る契約]」記載の株式移転計画をご参照ください。

(注)1 本株式移転に際して、当社の設立の日の前日の最終のトラストパークの新株予約権原簿に記載又は記録されたトラストパーク第7回新株予約権者に対し、当該新株予約権に代わり、当社の設立の日の前日の終了時点における当該新株予約権の総数と同数の当社のトラストホールディングス株式会社第1回新株予約権を交付します。なお、トラストパーク第7回新株予約権の行使等により変動の可能性があります。

2 (注)1と同じ理由により変動の可能性があります。

(3) 【ライツプランの内容】

該当事項はありません。

(4) 【発行済株式総数、資本金等の推移】

平成25年7月1日時点の当社の発行済株式総数、資本金等は以下のとおりとなる予定です。

年月日	発行済株式総数増減数 (株)	発行済株式総数残高(株)	資本金増減額 (千円)	資本金残高 (千円)	資本準備金増減額(千円)	資本準備金残高(千円)
平成25年7月1日	5,132,000	5,132,000	418,561	418,561	105,000	105,000

(注) トラストパークの発行済株式総数51,320株(平成24年12月31日現在)に基づいて記載しており、実際に当社が交付する株式数は変動することがあります。

(5) 【所有者別状況】

当社は新設会社でありますので、本届出書提出日現在において所有者はおりませんが、当社の完全子会社となるトラストパークの平成24年12月31日現在の所有者別状況は以下のとおりであります。

平成24年12月31日現在

区分	株式の状況								単元未満株式の状況 (株)
	政府及び地方公共団体	金融機関	金融商品取引業者	その他の法人	外国法人等		個人その他	計	
					個人以外	個人			
株主数(人)	-	3	13	14	4	-	1,178	1,212	-
所有株式数(株)	-	2,447	448	1,761	51	-	46,613	51,320	-
所有株式数の割合(%)	-	4.77	0.87	3.43	0.10	-	90.83	100.00	-

(注) 自己株式2,250株は、「個人その他」に含まれております。

(6) 【議決権の状況】

【発行済株式】

当社は新設会社でありますので、本届出書提出日現在において所有者はおりませんが、当社の完全子会社となるトラストパークの平成24年12月31日現在の発行済株式についての議決権の状況は以下のとおりであります。

平成24年12月31日現在

区分	株式数(株)	議決権の数(個)	内容
無議決権株式	-	-	-
議決権制限株式(自己株式等)	-	-	-
議決権制限株式(その他)	-	-	-
完全議決権株式(自己株式等)	(自己保有株式) 普通株式 2,250	-	-
完全議決権株式(その他)	普通株式 49,070	49,070	-
単元未満株式	-	-	-
発行済株式総数	51,320	-	-
総株主の議決権	-	49,070	-

【自己株式等】

当社は、本株式移転により設立されるため、本株式移転効力発生日である平成25年7月1日時点において、当社の自己株式を保有しておりませんが、当社の完全子会社となるトラストパークの平成24年12月31日現在の自己株式については、以下のとおりであります。

平成24年12月31日現在

所有者の氏名又は名称	所有者の住所	自己名義所有株式数(株)	他人名義所有株式数(株)	所有株式数の合計(株)	発行済株式総数に対する所有株式数の割合(%)
(自己保有株式) トラストパーク株式会社	福岡市博多区博多駅南 5丁目15番18号	2,250		2,250	4.38
計		2,250		2,250	4.38

(7) 【ストックオプション制度の内容】

当社のストックオプション制度は、以下のとおりとなる予定です。

当制度は、トラストパークの臨時株主総会（平成17年8月26日）の決議に基づき発行されたトラストパーク第7回新株予約権に代えて、以下の新株予約権が平成25年7月1日に交付される予定のものです。

トラストホールディングス株式会社第1回新株予約権

決議年月日	平成25年4月24日（予定）
付与対象者の区分及び人数	従業員34名、子会社取締役1名の合計35名（注）
新株予約権の目的となる株式の種類	「(2) 新株予約権等の状況」に記載しております。
株式の数	同上
新株予約権の行使時の払込金額	同上
新株予約権の行使期間	同上
新株予約権の行使の条件	同上
新株予約権の譲渡に関する事項	同上
代用払込みに関する事項	-
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	「(2) 新株予約権等の状況」に記載しております。

（注）付与対象者はトラストパーク第7回新株予約権者で、かつ、平成25年7月1日現在において、その権利を有する者が付与対象者となりますので、トラストパーク第7回新株予約権の行使等により変動の可能性があります。

2 【自己株式の取得等の状況】**【株式の種類等】**

当社は新設会社であるため、該当事項はありません。

(1) 【株主総会決議による取得の状況】

当社は新設会社であるため、該当事項はありません。

(2) 【取締役会決議による取得の状況】

当社は新設会社であるため、該当事項はありません。

(3) 【株主総会決議又は取締役会決議に基づかないものの内容】

当社は新設会社であるため、該当事項はありません。

(4) 【取得自己株式の処理状況及び保有状況】

当社は新設会社であるため、該当事項はありません。

3 【配当政策】

当社は、株主に対する利益還元を経営の重要課題と位置付け、企業体質の強化及び事業成長のための内部保留の充実を図りながら、経営成績及び財政状態を総合的に勘案しつつ安定的な配当の継続に努めることを基本方針とする予定であります。

当社は、中間配当と期末配当の年2回の剰余金の配当を実施する方針であり、これらの配当の決定機関は、期末配当は株主総会、中間配当は会社法第454条第5項の規定により取締役会とする旨、また、期末配当につきましては毎年6月30日、中間配当につきましては毎年12月31日と定めて、剰余金の配当をすることができる旨を定款で定める予定であります。

4【株価の推移】

当社において株価の推移はありませんが、当社の完全子会社となるトラストパークの株価の推移は以下のとおりであります。

（１）【最近5年間の事業年度別最高・最低株価】

回次	第15期	第16期	第17期	第18期	第19期
決算年月	平成20年6月	平成21年6月	平成22年6月	平成23年6月	平成24年6月
最高（円）	143,000	120,000	119,800	210,000 40,500	35,000
最低（円）	100,000	64,500	75,000	90,000 24,000	28,120

（注）1 最高・最低株価は、福岡証券取引所Q-Boardにおけるものであります。

2 印は、株式分割（平成23年3月16日に1株を5分割）による権利落後の最高・最低株価を示しております。

（２）【最近6月間の月別最高・最低株価】

月別	平成24年10月	11月	12月	平成25年1月	2月	3月
最高（円）	31,500	33,400	34,500	49,600	50,000	67,900
最低（円）	29,800	30,300	31,100	33,800	38,650	46,000

（注）最高・最低株価は、東京証券取引所マザーズにおけるものであります。

5【役員の状況】

就任予定の当社の役員の状況は、以下のとおりであります。

役名	職名	氏名	生年月日	略歴	任期	所有するトラ ストパークの 株式数 割当てられる 当社の株式数
代表取締役	-	渡邊 靖司	昭和34年 8 月 4 日生	平成 5 年 1 月 株式会社東洋マネージメント サービス設立 代表取締役就 任 平成 5 年 8 月 トラストパーク株式会社設立 代表取締役就任（現任） 平成16年 5 月 トラストネットワーク株式会 社 代表取締役社長就任 平成19年 2 月 トラストネットワーク株式会 社 代表取締役就任（現任） 平成21年 1 月 ピー・エム・トラスト株式会 社 代表取締役就任 平成22年 9 月 株式会社グランシップ 代表取締役就任（現任） 平成23年 5 月 タウンパトロール株式会社 代表取締役就任（現任）	(注) 4	21,179株 2,117,900株
取締役	-	原 康則	昭和37年 9 月 6 日生	平成10年 4 月 株式会社東洋マネージメント サービス入社 平成11年 1 月 トラストパーク株式会社入社 店舗開発部次長 平成13年 9 月 同社 店舗開発部長 平成14年 9 月 同社 取締役就任 平成16年 4 月 同社 取締役大阪支店長 平成18年 9 月 同社 常務取締役就任 大阪支 店長 平成19年 1 月 同社 東日本地区本部長兼大阪 支店長 平成21年 7 月 同社 専務取締役就任（現任） 西日本地区本部長兼事業推進 部長 平成22年 7 月 同社 西日本地区本部長兼ネッ トワーク本部長 平成23年 7 月 同社 西日本地区本部長兼事業 推進本部長 平成24年10月 同社 西日本地区本部長兼事業 推進本部長兼広告企画部長 平成24年12月 同社 西日本地区本部長兼 ティービー・ネットワーク本 部長兼カスタマーソリュー ション部長兼広告企画部長 （現任）	(注) 4	500株 50,000株

役名	職名	氏名	生年月日	略歴	任期	所有するトラ ストパークの 株式数 割当てられる 当社の株式数
取締役	-	矢羽田 弘	昭和35年5月25日生	平成7年5月 株式会社東洋マネージメント サービス入社 平成12年1月 トラストパーク株式会社入社 経理部長 平成13年1月 同社 管理部長 平成14年9月 同社 取締役就任 管理部長 平成16年1月 同社 常務取締役就任(現任) 管理部長 平成23年7月 同社 管理本部長兼経理部長 平成24年10月 同社 管理本部長兼経理部長兼 IR室長(現任)	(注)4	500株 50,000株
取締役	-	山川 修	昭和43年10月5日生	平成5年1月 株式会社東洋マネージメント サービス入社 平成13年9月 トラストパーク株式会社入社 東京支店店舗開発部長 平成14年1月 同社 東京支店長 平成14年9月 同社 取締役就任 平成17年7月 同社 取締役営業統括本部長 平成18年1月 同社 取締役福岡支店長 平成18年9月 同社 常務取締役就任(現任) 福岡支店長 平成19年1月 同社 西日本地区本部長兼福岡 支店長兼事業推進部長 平成19年7月 同社 西日本地区本部長兼事業 推進部長 平成20年7月 同社 西日本地区本部長兼事業 推進部長兼業務推進部長兼福 岡第二支店長 平成21年7月 同社 東日本地区本部長兼東京 支店長 平成22年9月 株式会社グランシップ取締役 就任(現任) 平成23年7月 トラストパーク株式会社 東日 本地区本部長 平成24年11月 同社 東京支社長(現任)	(注)4	500株 50,000株
取締役	-	早川 雄二	昭和36年11月9日生	平成15年8月 株式会社東洋マネージメント サービス入社 平成16年5月 トラストネットワーク株式会 社入社 平成18年6月 同社 取締役就任(現任) 同社 代表取締役就任 平成19年2月 同社 代表取締役退任	(注)4	-株 -株

役名	職名	氏名	生年月日	略歴	任期	所有するトラ ストパークの 株式数 割当てられる 当社の株式数
取締役	-	喜久田 匡宏	昭和40年4月16日生	平成12年6月 株式会社トランスジェニック 入社 取締役就任 平成15年4月 同社 専務取締役就任 平成15年12月 同社 代表取締役就任 平成20年12月 同社 代表取締役退任 平成21年6月 同社 取締役退任 平成21年9月 トラストパーク株式会社 監査 役就任 平成24年9月 同社 取締役就任（現任）	(注)4	- 株 - 株
常勤監査役	-	市原 一也	昭和23年2月23日生	昭和46年4月 株式会社西日本相互銀行（現、 株式会社西日本シティ銀行） 入行 平成15年2月 株式会社西銀ビジネスセン ター（現、株式会社NCBビ ジネスサービス）入社 平成16年6月 アプライド株式会社 監査役 就任 平成23年3月 株式会社エクスペオ入社 平成23年9月 トラストパーク株式会社 監査 役就任（現任）	(注)5	- 株 - 株
監査役	-	江口 秀人	昭和31年12月18日生	昭和61年10月 等松青木監査法人（現、有限責 任監査法人トーマツ）入社 平成2年8月 公認会計士登録 平成15年7月 監査法人トーマツ（現、有限責 任監査法人トーマツ）退社 平成15年7月 税理士登録 平成15年8月 江口公認会計士事務所開設 （現任） 平成18年4月 トラストパーク株式会社 監査 役就任（現任） 平成19年7月 福岡監査法人 代表社員就任 平成22年1月 監査法人有明 代表社員就任 （現任）	(注)5	- 株 - 株

役名	職名	氏名	生年月日	略歴	任期	所有するトラ ストパークの 株式数 割当てられる 当社の株式数
監査役	-	梁井 純輔	昭和18年3月31日生	昭和42年4月 株式会社西日本相互銀行（現、 株式会社西日本シティ銀行） 入行 昭和60年10月 株式会社西日本銀行（現、株式 会社西日本シティ銀行）市場 資金部 部次長 平成11年10月 株式会社西銀経営情報サービ ス（現、株式会社NCBリ サーチ&コンサルティング） 部長 平成12年6月 株式会社博多座 常勤監査役就 任 平成19年6月 同社 常勤監査役退任 平成24年9月 トラストパーク株式会社 監査 役就任（現任）	(注) 5	- 株 - 株
計						22,679株 2,267,900株

(注) 1 各候補者と当社との間に特別の利害関係はありません。

2 喜久田匡宏氏は、会社法第2条第15号に定める社外取締役候補者であります。

3 市原一也氏、江口秀人氏、梁井純輔氏は、会社法第2条第16号に定める社外監査役候補者であります。

4 取締役の任期は、当社の設立日である平成25年7月1日から平成27年6月期に係る定時株主総会終結の時までであります。

5 監査役の任期は、当社の設立日である平成25年7月1日から平成29年6月期に係る定時株主総会終結の時までであります。

6【コーポレート・ガバナンスの状況等】

(1)【コーポレート・ガバナンスの状況】

コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方

当社は、経営の公正性・効率性・透明性を向上させ、株主・取引先・従業員・地域社会等のステークホルダーに対する責任を果たすため、社会・経済環境の変化に即応した確かな意思決定やリスクマネジメントのできる組織・機能を確立した経営体制を構築し、コーポレート・ガバナンスの充実を図ることを基本的な考え方としております。

企業統治の体制

イ 会社の機関の基本説明

当社は、株主総会及び取締役のほか、取締役会、監査役、監査役会及び会計監査人を設置する予定であります。

ロ 取締役会

当社の取締役会は、毎月1回の定時取締役会を開催するほか、必要に応じて臨時取締役会を開催する予定であり、意思決定の迅速化と業務責任の明確化を重視してまいります。取締役会においては、経営上の重要事項についての審議及び決定を行うとともに、業務執行の監督を行う予定であります。

ハ 監査役会

当社の監査役会は、監査に関する重要事項の報告を受け、協議・決定を行っております。監査役は、取締役会その他の重要な会議への出席等を通して、取締役の業務執行の適法性及び妥当性について監査を実施し、内部監査及び会計監査人と連携して監査機能がより有効に機能するよう努めてまいります。

ニ 内部統制システムの整備状況

当社は、社長直轄の内部監査室において、財務報告に係る内部統制の整備及び運用状況の評価を行うほか、業務遂行状況の監査、関係諸法令及び社内諸規程の遵守状況について内部監査を実施し、その結果を取締役会及び監査役に報告を行う予定であります。

ホ リスク管理体制の整備の状況

リスク管理規程を制定し、リスク管理を行う予定であります。リスク管理規程に基づき、各種のリスクについての評価・分析を実施し、必要に応じて顧問弁護士等に照会し、取締役会において審議を行う予定であります。万一、不測の事態が発生した場合には、代表取締役を本部長とする対策本部を設置し、顧問弁護士等を含めて迅速な対応を行い、損害の拡大を防止する体制を整えてまいります。

ヘ 会計監査の状況

会計監査人につきましては、三優監査法人を選任する予定であります。

内部監査及び監査役監査の状況

当社は、社長直轄の組織として内部監査室を設置し、内部監査室長を監査責任者として、年間監査計画に基づき、監査役及び会計監査人と連絡を密に取り、各事業部門及び事業会社を対象にした業務活動の妥当性、適正性等に関して内部監査を実施する予定であります。

また、監査役会は、ガバナンスのあり方とその運営状況を監視し、取締役の職務の適法性、妥当性を監査する予定であります。監査役は、株主総会、取締役会への出席や、取締役、従業員、会計監査人からの報告收受等法律上の権利行使の他、重要なグループ会議への出席や、各事業部門及び事業会社への往査等実効性のあるモニタリングに取り組んでまいります。

社外取締役及び社外監査役について

当社の就任予定の社外取締役は1名、社外監査役は3名であります。

社外取締役就任予定の喜久田匡宏氏は、上場会社における経営者としての実績、識見が高く評価されていることから、当社の経営の監督に十分な役割を果たしてもらうべく社外取締役の候補者としております。なお、同氏と当社との間に人的関係、資本的関係及び取引関係その他の利害関係はありません。

社外監査役就任予定者は、市原一也氏、江口秀人氏及び梁井純輔氏の3名であります。

市原一也氏は、これまで培ってきたビジネス経験及び上場企業での監査役としての経験を当社監査体制の強化にいかしてもらうべく社外監査役の候補者としております。なお、同氏と当社との間に人的関係、資本的関係及び取引関係その他の利害関係はありません。

江口秀人氏は、公認会計士としての専門性と経営に対する客観性、中立性等の観点から適切な監査の実行と助言を期待できると判断し社外監査役の候補者としております。なお、同氏と当社との間に人的関係、資本的関係及び取引関係その他の利害関係はありません。

梁井純輔氏は、これまで培ってきたビジネス経験及び監査役としての経験を当社監査体制の強化にいかしてもらべく社外監査役の候補者としております。なお、同氏と当社との間に人的関係、資金的関係及び取引関係その他の利害関係はありません。当社において、社外取締役及び社外監査役を選任するための当社からの独立性に関する基準及び方針は定めておりませんが、選任にあたっては東京証券取引所における独立役員の独立性に関する判断基準を参考にしております。

社外取締役は、取締役会への出席を通じて、内部監査・監査役監査・会計監査及び内部統制についての報告を受け、適宜意見を述べる体制を構築し、適切な経営判断を下せるよう経営の監督機能を担ってまいります。

社外監査役は、会計監査人や内部監査部門との定期的な会合や定期報告を通じて意見交換・情報収集を行い、相互に連携を図り、経営の監査機能を充実させてまいります。

役員の報酬等

当社は、取締役及び監査役の報酬等は株主総会の決議によって定めるものとします（但し、当社の設立の日から最初の定時株主総会の終結の時までの当社の取締役の報酬総額は年額300百万円以内とし、監査役の報酬総額は年額20百万円以内とする旨定款で定める予定であります。）。

取締役の定数及び選任

当社の取締役は10名以内とする旨、定款で定める予定であります。取締役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う旨、また累積投票によらない旨定款で定める予定であります。

監査役の定数及び選任

当社の監査役は5名以内とする旨、定款で定める予定であります。監査役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う旨定款で定める予定であります。

株主総会の特別決議要件

当社は、会社法第309条第2項に定める株主総会の特別決議要件について、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもって行う旨定款で定める予定であります。

取締役及び監査役の責任免除

当社は、取締役及び監査役が職務を遂行するにあたり、その能力を十分に発揮して、期待される役割を果たしうる環境を整備することを目的として、会社法第426条第1項の規定により、取締役会の決議をもって同法第423条第1項の行為に関する取締役及び監査役の責任を法令の限度において免除することができる旨、定款で定める予定であります。

社外取締役、社外監査役及び会計監査人との責任限定契約

当社は、会社法第427条第1項の規定により、社外取締役、社外監査役及び会計監査人との間で、任務を怠ったことによる損害賠償責任を一定の範囲に限定する契約を締結することができる旨、定款で定める予定であります。

自己株式の取得

当社は、経営環境の変化に対応した機動的な資本政策の遂行を可能とするため、会社法第165条2項の規定により、取締役会の決議によって市場取引等により自己の株式を取得することが出来る旨、定款で定める予定であります。

中間配当

当社は、株主への機動的な利益還元を行うため、取締役会の決議により、毎年12月31日の最終の株主名簿に記載または記録された株主または登録株式質権者に対し、会社法第454条第5項に定める剰余金の配当（中間配当）を行うことができる旨、定款に定める予定であります。

その他の事項

その他の事項につきましては、当社は新設会社であるため未定であります。

(2) 【監査報酬の内容等】**【監査公認会計士等に対する報酬の内容】**

当社は新設会社ですので、該当事項はありません。

【その他重要な報酬の内容】

該当事項はありません。

【監査公認会計士等の提出会社に対する非監査業務の内容】

該当事項はありません。

【監査報酬の決定方針】

該当事項はありません。

第5【経理の状況】

当社は新設会社であるため、該当事項はありません。なお、当社の完全子会社となるトラストパークの経理状況につきましては、トラストパークの有価証券報告書（平成24年9月28日提出）、四半期報告書（平成24年11月14日及び平成25年2月13日提出）をご参照ください。

第6【提出会社の株式事務の概要】

当社の株式事務の概要は、以下のとおり予定しております。

事業年度	7月1日から6月30日まで
定時株主総会	9月中
基準日	6月30日
剰余金の配当の基準日	12月31日 6月30日
1単元の株式数	100株
単元未満株式の買取り	
取扱場所	(特別口座) 東京都千代田区丸の内一丁目4番5号 三菱UFJ信託銀行株式会社 証券代行部
株主名簿管理人	(特別口座) 東京都千代田区丸の内一丁目4番5号 三菱UFJ信託銀行株式会社
取次所	-
買取手数料	未定
公告掲載方法	当社の公告は、電子公告により行う。 ただし、やむを得ない事由により、電子公告によることができない場合は、日本経済新聞に掲載する方法により行う。
株主に対する特典	該当事項はありません。

(注) 当社定款の定めにより、当社の株主は、その有する単元未満株式について、次に掲げる権利以外の権利を行使することができない。

- 1 会社法第189条第2項各号に掲げる権利
- 2 会社法第166条第1項の規定による請求をする権利
- 3 株主の有する株式数に応じて募集株式の割当て及び募集新株予約権の割当てを受ける権利
- 4 単元未満株式の数と併せて単元株式数となる数の株式の売渡しを請求する権利

第7【提出会社の参考情報】

1【提出会社の親会社等の情報】

当社には、金融商品取引法第24条の7第1項に規定する親会社等はありません。

2【その他の参考情報】

該当事項はありません。

第四部【特別情報】

第1【提出会社及び連動子会社の最近の財務諸表】

1【貸借対照表】

当社は新設会社であり、本届出書提出日現在において決算期を迎えていないため、該当事項はありません。

2【損益計算書】

当社は新設会社であり、本届出書提出日現在において決算期を迎えていないため、該当事項はありません。

3【株主資本等変動計算書】

当社は新設会社であり、本届出書提出日現在において決算期を迎えていないため、該当事項はありません。

4【キャッシュ・フロー計算書】

当社は新設会社であり、本届出書提出日現在において決算期を迎えていないため、該当事項はありません。

第五部【組織再編成対象会社情報】

第1【継続開示会社たる組織再編成対象会社に関する事項】

(1)【組織再編成対象会社が提出した書類】

【有価証券報告書及びその添付書類】

事業年度 第19期(自 平成23年7月1日 至 平成24年6月30日)平成24年9月28日福岡財務支局長に提出。

【四半期報告書及び半期報告書】

事業年度 第20期第1四半期(自 平成24年7月1日 至 平成24年9月30日)平成24年11月14日福岡財務支局長に提出。

事業年度 第20期第2四半期(自 平成24年10月1日 至 平成24年12月31日)平成25年2月13日福岡財務支局長に提出。

【臨時報告書】

の有価証券報告書提出後、本届出書提出日(平成25年4月2日)までに、臨時報告書を企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2の規定に基づき平成24年10月1日福岡財務支局長に提出。

の有価証券報告書提出後、本届出書提出日(平成25年4月2日)までに、臨時報告書を企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第4号の規定に基づき平成24年12月21日福岡財務支局長に提出。

の有価証券報告書提出後、本届出書提出日(平成25年4月2日)までに、臨時報告書を企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第6号の3の規定に基づき平成25年2月28日福岡財務支局長に提出。

(2)【上記書類を縦覧に供している場所】

トラストパーク株式会社 本店

(福岡市博多区博多駅南5丁目15番18号)

トラストパーク株式会社 東京支社

(東京都港区芝浦4丁目9番25号)

トラストパーク株式会社 大阪支店

(大阪市西区西本町2丁目3番6号)

株式会社東京証券取引所

(東京都中央区日本橋兜町2番1号)

証券会員制法人福岡証券取引所

(福岡市中央区天神2丁目14番2号)

第六部【株式公開情報】

第1【特別利害関係者等の株式等の移動状況】

該当事項はありません。

第2【第三者割当等の概況】

1【第三者割当等による株式等の発行の内容】

該当事項はありません。

2【取得者の概況】

該当事項はありません。

3【取得者の株式等の移動状況】

該当事項はありません。

第3【株主の状況】

当社は新設会社であるため、本届出書提出日現在において株主はおりませんが、当社の完全子会社となるトラストパークの平成24年12月31日現在の株主の状況は以下のとおりであります。

平成24年12月31日現在

氏名又は名称	住所	所有株式数（株）	発行済株式総数に対する所有株式数の割合（％）
渡邊 靖司	福岡市南区	21,179	41.27
ヴィシー・クラブ・エス・エス・エム投資事業有限責任組合	東京都港区南青山5丁目15-9	2,488	4.85
日本マスタートラスト信託銀行株式会社（株式付与E S O P信託口・75551口）	東京都港区浜松町2丁目11番3号	2,080	4.05
株式会社ティーケーピー	東京都中央区日本橋茅場町3丁目7-3	1,245	2.43
山中 孝一	東京都港区	900	1.75
トラストパーク従業員持株会	福岡市博多区博多駅南5丁目15-18	629	1.23
藤原 香代子	福岡市中央区	600	1.17
齋藤 篤	東京都世田谷区	500	0.97
檜木 健嗣	山口県下関市	500	0.97
原 康則	福岡市城南区	500	0.97
矢羽田 弘	福岡市南区	500	0.97
山川 修	福岡市南区	500	0.97
計		31,621	61.62

（注）1 上記のほか、自己株式2,250株あります。

2 自己株式2,250株には、日本マスタートラスト信託銀行株式会社（株式付与E S O P信託口・75551口）が所有する当社株式2,080株を加算しておりません。

< 当期連結財務諸表に対する監査報告書 >

当社は、株式移転の手續きに基づき平成25年7月1日に設立予定であるため、本届出書提出日現在において決算期を迎えておらず、「監査報告書」を受領していません。

< 当期財務諸表に対する監査報告書 >

当社は、株式移転の手續きに基づき平成25年7月1日に設立予定であるため、本届出書提出日現在において決算期を迎えておらず、「監査報告書」を受領していません。